

標 題 : 総務省が事務連絡「職場における騒音障害防止のための措置について」を发出

発信番号 : 自治労情報2023第0146号

発信日付 : 2023年8月9日

宛先(団体) :

宛先 : 各県本部委員長様

送信者(団体): 全日本自治団体労働組合

送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

総務省は8月9日、「職場における騒音障害防止のための措置について」と題した事務連絡を发出しました。

職場における騒音については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)において、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされており、事業者が自主的に講ずることが望ましい騒音障害防止対策について「騒音障害防止対策のためのガイドライン」が定められています。

今回、厚労省において、当該ガイドラインの改訂が行われました。このことを受け、人事院から各府省あてに、職場の作業環境等の実情に応じた職員の騒音障害防止のための措置を講ずるよう周知する旨の事務連絡が发出されたことを踏まえ、総務省から各自治体に事務連絡が发出されました。

改訂の主なポイントとしては、①騒音レベルの新しい測定方法(個人ばく露測定と推計)の追加、②聴覚保護具の選定基準の明示、③騒音健康診断の検査項目の見直し等があります。

添付ファイル :

01\_【事務連絡】職場における騒音障害防止のための措置について .pdf

02\_【人事院】+(事務連絡)職場における騒音障害防止のための措置について .pdf

04\_騒音障害防止のためのガイドライン改訂の主なポイント .pdf

03\_(別添)騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について(厚生労働省通知) .pdf